

## 児童福祉

### ○保育所

保育所は、両親とも働いていたり、病気などのために、日中家庭で保育できないおおむね生後6ヶ月から就学前の子供を保育する施設です。保育所には公立保育所と私立保育所があり、入所の申込は保育入所課で一括して受け付けています。次年度の4月分は締切日を市政ニュース等で広報して受け付けますが、定員に空きがあれば、年度途中でも入所できるよう随時受け付けています。保育料は、原則として保護者の市民税額に応じて決めています。出生届済み後の乳児から申し込みができます。小規模保育施設、家庭的保育施設、事業所内保育施設もあります。

問い合わせ先 西宮市役所保育入所課 0798-35-3160・3161

保育入所課で受け付ける認可保育施設ほかに、認可外保育施設もあります。保育料と入所の決定は、それぞれの施設と保護者の間で直接決めます。

### ○児童相談所

児童相談所は、児童虐待などで保護を要する児童、心身に障害のある児童など、児童全般の問題について相談に応じる機関です。

関係団体からの通告、送致による相談や、保護者、関係者が直接に出向いての相談、電話による相談に応じています。

問い合わせ先

兵庫県西宮こども家庭センター(西宮市青木町3-23) 0798-71-4670

### ○母子生活支援施設

母子生活支援施設は、18歳未満の子供がいる母子世帯で、いろいろな事情により、その子供の養育が十分でない人を受け入れ、子供の福祉を図る施設です。

問い合わせ先 西宮市役所子供家庭支援課 0798-35-3166

### ○助産施設

出産費用の支払いが困難な妊産婦が利用できる、指定助産施設があります。所得制限など利用するうえでの条件があります。

問い合わせ先 西宮市役所子供家庭支援課 0798-35-3166

### ○児童手当

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日)までの児童を養育する家庭に、経済的な援助をおこないます。所得による手当額の制限があります。

問い合わせ先 西宮市役所子育て手当課 0798-35-3189

### ○児童扶養手当

死別や離婚などによって、父又は母のいない家庭や、父又は母が精神または身体に重度の障害がある家庭に  
多言語生活ガイド 西宮市版

において、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を監護している母又は父、あるいは、母又は父に代わって児童を養育している人に、手当が支給されます(精神や身体に中程度以上の障害がある児童の場合は20歳未満)。所得による制限があります。

問い合わせ先 西宮市役所子育て手当課 0798-35-3190

### ○特別児童扶養手当

精神または身体に中度以上の障害のある、20歳未満の児童を監護している父か母、又は父母に代わって養育している人に支給されます。所得による制限があります。

問い合わせ先 西宮市役所子育て手当課 0798-35-3190

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。